

# 青森県報

号外第四十六号

平成十九年  
五月七日  
(月曜日)

## 目 次

公安委員会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則…………… (交通規制課) ……

## 公 安 委 員 会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月七日

青森県公安委員長 橋本 八 右 衛 門

青森県公安委員会規則第六号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則(平成十年九月青森県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号に次のように加える。

八 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)に規定する災害応急対策に使用中の車両

第四条第一項第三号中「は、次に掲げるものとする。ただし、ルから力」を「(チからタ)に、「限る。」を「限る。)」に改め、同号八中「その他」を「その他の」に改め、同号中へを削り、ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

二 犯罪の捜査、交通指導取締りその他の警察活動のため使用中の車両に随伴する車両

第四条第一項第三号ト中「廃棄物の収集」を「一般廃棄物の収集」に改め、同号チ

中「設置又は管理」を「緊急点検又は緊急保守」に改め、同号リ中「道路標識等交通安全施設の設置又は管理」を「道路標識その他の交通安全施設の緊急点検又は緊急保守」に改め、同号又中「工事及び当該施設の設置又は管理」を「踏切等保安装置の緊急点検又は緊急保守」に改め、同号ヲを削り、同号ル中「医師又はこれに準ずる者が傷病者の往診」を「医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)に基づく医師が傷病者の緊急往診」に改め、同号ルを同号ヲとし、同号又の次に次のように加える。

ル 専ら郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)に規定する通常郵便物の集配又は電報の配達のため使用中の車両

第四条第一項第三号力中「ワ」を「ヨ」に改め、「もののほか、」の下に「公安委員会が」を加え、同号力と同号タとし、同号ワの次に次のように加える。

力 患者輸送車  
ヨ 車いす移動車

第四条第一項第四号イただし書中「ルから力」を「チからタ」に改める。  
第四条第一項第五号中イからホまでを削り、同号に次のように加える。

イ 次に掲げる者が現に使用中の車両で、駐車禁止除外指定車標章(別記様式第二号。他の都道府県公安委員会の交付に係るもので、当該都道府県内に限り効力を有するとされたもの以外のものを含む。)を掲出しているもの(ホ)にあつては昼間(日の出時から日没時までの時間をいう。)に、(ハ)にあつては青森県内に限る。)

(イ) 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第一の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に定める障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められる者

(ロ) 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第一の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表の二に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められる者

(ハ) 「療育手帳制度について」(昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第百五十六号)に基づく療育手帳の交付を受けている者のうち、「療育手帳制度の

実施について」(昭和四十八年九月二十七日日兇死第七百二十五号)第三の(一)に定める重度の障害を有する者

(二) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号)第六条第三項に定める一級の障害を有する者

(ホ) 「小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について」(平成六年十二月一日兇死第千三三三)に基づく小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者(児童福祉法第二十一条の九の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度(平成十七年厚生労働省告示第二二三三)第八表中の色素性乾皮症に限る。)

(ハ) 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、公安委員会が移動が著しく困難である者と認めるもの

ロ 法第五十一条の八第一項に規定する放置車両の確認及び標章の取付けのため現に使用する車両で駐車禁止除外指定車標章(別記様式第二号の五)を掲出しているもの

第四条に次の六項を加える。

3 前項の申請書には、次の各号に掲げる標章の種別に応じて、それぞれ当該各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

一 第一項第三号チからタまでに規定する車両に係る標章  
イ 当該申請に係る車両の自動車検査証

ロ 当該車両が第一項第三号チからタまでに規定する車両のいずれかに該当することを疎明する書面

ハ イ及びロに掲げるもののほか、青森県警察本部長が必要と認める書面

二 第一項第五号イに規定する車両に係る標章

イ 標章の交付を受けようとする者が、同号イの(イ)から(ハ)までに掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面

ロ イに掲げるもののほか、青森県警察本部長が必要と認める書面

4 公安委員会は、第二項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る車両が第一項第三号チからタに該当すると認めるとき又は同項第五号イの(イ)から(ハ)に掲げる者のいずれかに該当する者が使用すると認めるときは、標章を交付しな

ればならない。

5 第一項第三号チからタ又は第五号イに掲げる車両に係る標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。

6 駐車禁止除外指定車標章(以下「標章」という。)の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

一 現場において警察官の指示があった場合は、これに従うこと。

二 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。

三 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと(当該標章の交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。)

7 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。

8 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章を公安委員会に返納しなければならない。

一 標章の有効期限が経過したとき又は更新により新たに標章の交付を受けたとき。

二 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。

三 標章の再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

四 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

第九条を次のように改める。

(警察署長の駐車許可)

第九条 法第四十五条第一項の規定による警察署長の駐車許可は、車両に係る駐車が次の各号のいずれにも該当する場合又は警察署長がやむを得ないと認める場合に許可するものとする。

一 申請日時が、次のいずれにも該当するものであること。

イ 駐車(許可に条件を付す場合)にあつては、当該条件に従った駐車。次号ロにおいて同じ。( )により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯ではないこと。

ロ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものではないこと。

二 申請場所が、次のいずれにも該当するものであること。

イ 駐車禁止の規制のみが実施されている場所(無余地となる場所及び放置駐車となる場合)にあつては法第四十五条第一項各号に掲げる場所を除く。( )であること。

ロ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

三 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。  
イ 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

ロ 五分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

八 道路交通法第七十七条第一項各号に規定する行為を伴つ用務でないこと。

四 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められるものであること。

イ 重量物又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

ロ その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね百メートル以内

2 法第四十九条の二第五項の規定による警察署長の駐車許可は、車両に係る駐車が次のいずれにも該当する場合又は警察署長がやむを得ないと認める場合に許可するものとする。

一 申請日時については、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

二 申請の場所及び方法が、次のいずれにも該当すること。

イ 場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。

ロ 方法については、当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。

三 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

イ 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

ロ 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

四 道路交通法第七十七条第一項各号に規定する行為を伴つ用務でないこと。  
駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよ

よそ不可能と認められるものであること。

イ 重量物又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

ロ その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね百メートル以内

3 前二項の駐車許可を受けようとする者は、駐車許可申請書（別記様式第五号）により、駐車しようとする場所を管轄する警察署長に申請するものとする。

4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。

一 当該申請に係る車両の自動車検査証

二 当該申請に係る場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等が判別できるもので当該申請に係る場所に印を付したもの）

三 前二号に掲げるもののほか、青森県警察本部長が必要と認める書面

5 警察署長は、第一項又は第二項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な条件を付すことができる。

6 警察署長は、駐車を許可する場合は、駐車許可証（別記様式第五号）を交付しなければならない。

7 前項の駐車許可証は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間、当該車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならぬ。

第十一条第一項第一号イの（ハ）中「第四十八条の七」を「第四十八条の十三」に改める。

第十一条の二中「別表」を「別表第二」に改める。

別表を別表第二とし、附則の次に次の一表を加える。

別表第一（第四条関係）

障害の区分	障害の級別	重度障害の程度
視覚障害	一級から三級までの各級及び四級の一	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害	二級から三級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症

平衡機能障害	二級	特別項症から第四項症までの 各項症
上肢不自由	一級、二級の二及び二級の 二	特別項症から第三項症までの 各項症
下肢不自由	一級から三級の二までの各 級	特別項症から第三項症までの 各項症
体幹不自由	一級から三級までの各級	特別項症から第四項症までの 各項症
乳幼児期以前の 非進行性の脳病 変による運動機 能障害	一級及び二級（一上肢のみ に運動機能障害がある場合 を除く。）	
	移動 機能	一級から二級までの各級
心臓機能障害	一級及び二級	特別項症から第三項症までの 各項症
じん臓機能障害	一級及び二級	特別項症から第三項症までの 各項症
呼吸器機能障害	一級及び二級	特別項症から第三項症までの 各項症
ぼうこう又は直腸の 機能障害	一級及び二級	特別項症から第三項症までの 各項症
小腸機能障害	一級及び二級	特別項症から第三項症までの 各項症
ヒト免疫不全ウイル スによる免疫機能障 害	一級から三級までの各級	

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第一号（第四条関係）

表

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">                 駐車禁止除外指定車             </div>	番 号 第 号 発行日 年 月 日 使 用 中 （青森県内に限る。）
車両番号 号	
その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両 運転者の連絡先/用務先 別紙のとおり 有効期限 年 月 日まで 青森県公安委員会	

裏

**注意事項**

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び同法第75条の8）
- 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
- 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
- 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
- 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に提出しなければなりません。

4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従って下さい。

5 この標章を不正に使用した場合には、処罰され又は返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章（②の場合は発見した標章）を速やかに返納して下さい。

さい。

(1) 有効期限が経過したとき又は更新により新たに標章の交付を受けたとき。  
 (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。  
 (3) 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等  
 住所

氏名

- 注 1 色彩は、線及び文字を黒色、表地を赤褐色、裏地を白とする。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 B 6 横長とする。

別記様式第二号の二から別記様式第二号の五までを削る。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、平成十九年六月一日から施行する。  
 ( 経過措置 )

2 この規則の施行前に交付された改正前の青森県道路交通規則（以下「改正前の規則」という。）第四条第一項第三号に規定する通行禁止除外指定車標章、同項第四号及び第五号に規定する駐車禁止除外指定車標章及び改正前の規則第九条に規定する駐車許可証並びに次項の規定により交付された通行禁止除外指定車標章、駐車禁止除外指定車標章及び駐車許可証は、当該標章又は許可証の有効期間又は許可期間が満了するまでの間、なおその効力を有する。

3 この規則の施行前にされた改正前の規則第四条第一項第三号に規定する通行禁止除外指定車標章及び同項第四号及び第五号に規定する駐車禁止除外指定車標章の交付申請並びに改正前の規則第九条に規定する駐車許可申請に係る処分については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際、附則第二項の規定による駐車禁止除外指定車標章の交付を受けている者のうち、改正前の規則第四条第一項五号イ又はロに掲げる歩行困難な者（改正後の青森県道路交通規則（以下「改正後の規則」という。）第四条第一項第五号イの(イ)及び(ロ)に掲げる者を除く。）が、新たに駐車禁止除外指定車標章の交付申請をする場合は、それぞれ、改正後の規則第四条第一項第五号イの(ハ)又は(ニ)に掲げる移動が著しく困難である者又は重度の障害を有する者がする駐車禁止除外指定車標章の交付申請とみなす。

5 附則第二項に規定する駐車禁止除外指定車標章の交付を受けている者のうち、改正後の規則第四条第一項第五号イの(イ)から(ホ)に掲げる者以外の者に交付された駐車禁止除外指定車標章及び前項の規定により移動が著しく困難である者又は重度の障

害を有する者とみなされた者がする駐車禁止除外指定車標章交付申請により交付された駐車禁止除外指定車標章の効力が及ぶ範囲は青森県内とする。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭